

別紙3 ちどり保育園各職員の参集条件、並びに優先業務について

1. 職員の参集

ちどり保育園では花見川区において震度5弱以上の地震などが発生したときに災害対策本部を設置し、震度5強以上の地震等が発生した際は、全職員が参集対象となる第3非常配備態勢を取ることにしている。

東日本大震災クラスの地震が発生したことにより、本施設に甚大な被害が発生した場合、全職員を動員して応急対策を行うこととなるが、休日や夜間など勤務時間外に災害が発生した場合、翌日からの保育を実施するためには以下の基準、及び条件を基に受け入れられる園児数を算出し、保育を行うこととする。

<非常配備の基準>

区分	指令または解除の時期	非常配備すべき人員等
警戒配備	<指令の時期> 1. 次の注意報等のいずれかが千葉市花見川区内に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 2. 千葉市花見川区内で震度4の地震が発生したとき。 <解除の時期> 1. 災害の発生する恐れがなくなったとき。 2. 災害応急対策がおおむね完了したとき。	対策本部長、及び副本部長
第1非常配備	<指令の時期> 1. 災害の発生する可能性がある場合において、次の警報のいずれかが千葉市花見川区内に発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 2. 千葉市花見川区内で震度4の地震が発生し、区内で被害が報告されたとき。 3. その他の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき。 4. その他の状況により園長が必要と認めたとき。 <解除の時期> 1. 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき。または被害の程度が軽微であるとき。 2. 災害応急対策がおおむね完了したとき。	対策本部長、及び副本部長

区分	指令または解除の時期	非常配備すべき人員等
第2非常配備	<p><指令の時期></p> <ol style="list-style-type: none"> 第1非常配備で示された警報が発表され、相当規模の災害の発生するおそれのあるとき。または災害が発生したとき。 千葉市花見川区内で震度5弱の地震が発生したとき。 災害により園児を避難させる必要が生じたとき。または自主避難者の存在を確認したとき。 <p><解除の時期></p> <ol style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき。または被害の程度が軽微であるとき。 災害応急対策がおおむね完了したとき。 	<p>対策本部長、及び副本部長 及び各担当職員（リーダー） （災害対策本部の設置）</p>
第3非常配備	<p><指令の時期></p> <ol style="list-style-type: none"> 千葉市花見川区内で大規模な災害が発生するおそれのあるとき。または大規模な災害が発生したとき。 千葉市花見川区内で震度5強以上の地震が発生したとき。 その他の災害が発生し、近隣などに相当な被害が予想される時。 特別警報が発表されたとき。 <p><解除の時期></p> <ol style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であるとき。 第2非常配備でも災害応急対策が推進できる時。 	<p>全職員 （災害対策本部の設置）</p>

2. 参集条件

区分	参集想定の対象職員	参集率
発災～3日目	<p>徒歩での移動が可能な当園より直線距離 20km 圏内に居住する職員。</p> <p>（発災から12時間までの参集対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1時間以内・・・2km圏内に居住 3時間以内・・・3km圏内に居住 6時間以内・・・5km圏内に居住 12時間以内・・・10km圏内に居住 	<p>約76%の正職員、保育士が 順次参集すると想定</p>
4～6日目	職員全員	<p>約80%の正職員、保育士が 順次参集すると想定</p>
7日目～約1か月程度	職員全員	<p>約95%の正職員、保育士が 順次参集すると想定。ただし、 5%の職員は被災したり、負傷 したりして長期間にわたって参集 できないと想定。</p>